



広報ふたば 災害版

H23. 6. 1

3月11日に発生した東日本大震災と原子力発電所の事故により町民の皆さま全員が双葉町を離れ避難生活を余儀なくされています。

双葉町は4月1日、埼玉県加須市に「埼玉支所」を設置し、災害対策本部および役場機能を移転し、業務を行っております。

また、福島県猪苗代町に「猪苗代出張所」を設置し、災害対策本部の連絡所として業務を行っております。

町のホームページでは、パソコンや携帯電話等で閲覧できる最新の情報を随時提供しておりますが、この情報紙は、このたびの災害の影響で発行できない「広報ふたば」にかわり「災害版」として全国に避難されている町民の皆さまに各種情報をお知らせするものです。

《避難先届出のお願い》

双葉町では県内外の避難所等に滞在されている町民の方の所在の把握を行っております。まだ届出を行っていない方は、現在の滞在先の住所及び連絡先をお知らせください。(移動をされた際にも連絡をお願いします。)

【届出いただきたい内容】

- ・世帯員全員のお名前、生年月日
- ・双葉町の住所
- ・現在の避難先の住所
- ・連絡がとれる電話番号 (携帯可)

町民の皆さまへ

大震災並びに原発事故から早くも3カ月を迎えようとしています。

改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆さまに心よりお悔やみを申し上げます。そして、被災地で健闘されている自衛隊、警察、消防、海上保安庁の方々には心からの敬意を表します。

さて、町民の皆さまには長期に渡る避難生活のため、心身共に大変お疲れのこととお察し申し上げます。

この度の巨大地震、大津波、原発事故による放射能汚染は、経験したことのない事態であります。原子力発電所は安全だと誰もが信じていただけに備えが不十分でした。備えあれば憂いなしと言いますが、普通の生活のありがたさを今ほど大切だと思うことはありません。何もできない生活に不満を感じない人はおりません。この思いはこれからのまちづくりに生かし、次世代につなぎたいと思います。

どうか、町民の皆さま、悲しみに負けず、お互いに助け合いながら厳しい避難生活を乗り切ってください。

今、日本はもとより、世界中から、温かい声援が寄せられています。

私たちは決して一人ではありません。強い絆で結ばれています。1日も早く双葉町に帰れることを祈りながら、困難に耐え、希望を持ち、前向きに進んでまいりましょう。

双葉町長 井戸川克隆

一時立入りについて

5月26日(木)、27日(金)に新山、三宇、長塚地区の方、118人が一時立入りを行いました。今後の予定については次のとおりです。

▼6月2日(木)：車の持ち出しを実施

- ・対象者：学校・厚生病院の駐車場を中心に実施します。
- ・中継基地及び集合場所：広野町 広野町中央体育館(広野町役場隣)
- ・集合時間：午前9時00分(予定)

※今後対象となられた方へは、1週間程度前を目安にご連絡いたします。

▼6月6日(月)、9日(木)、11日(土)、12日(日)：自宅等への一時立入りを実施

自宅等への一時立入りを実施

- ・対象者：町全地域(3km圏内と津波被害地域を除く)各日100名程度
- ※対象となられた方へは、1週間程度前を目安にご連絡いたします。
- ・中継基地及び集合場所：田村市都路町 古道(ふるみち)体育館
- ・集合時間：午前9時00分(予定)

※集合時間はあくまで予定時間です。正確な時間は、一時立入り許可通知書(当日必ず持参ください)に記載して送付しますので、ご確認ください。

※今後は週2回程度のペースで実施予定です。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。

◆一時立入り当日の流れ

- ① 駅、避難所等、指定の集合場所から中継基地までは、送迎バスで向かいます。
- また、中継基地には自家用車で向かうことも可能です。(中継基地の駐車場を利用できます。)
- ② 中継基地では、受け付けを行い、防護服などの着装を行った後、専用バスで警戒区域の降車地点まで移動します。
- ③ 専用バスの降車地点から自宅までは、徒歩で移動することになります。(滞在時間2時間)
- ④ 立入り後は、専用バスで中継基地まで移動します。
- ⑤ 中継基地では、スクリーニングを受けていただきます。
- ⑥ スクリーニング終了後は、自家用車の方は順次お戻りください。送迎バスをご利用の方は、添乗員の案内により送迎いたします。

【問い合わせ先】 双葉町災害対策本部 一時立入り担当

☎ 0480-73-6880

＜東北電力からのお願い＞

「警戒区域」内へ一時立入りされる皆さまへ

一時立入りをされる際は、可能な限り「分電盤のブレーカーのツマミを全て下げて」いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 東北電力コールセンター ☎ 0120-175-966
相双営業所ダイヤル ☎ 0244-22-2160

医療機関での窓口の取り扱い変更について

現在、震災に伴う保険証の紛失により、医療機関窓口で氏名・生年月日等を申し出ることにて、一部負担金(保険診療分)の支払いが平成23年6月30日まで免除されています。

平成23年7月1日から平成24年2月29日までは、医療機関窓口で保険証と一部負担金の「**免除証明書**」を提示することで一部負担金の支払いが免除されます。双葉町の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方は、**保険証の提示のみ**で、一部負担金の免除証明書は必要ありません。上記以外の保険にご加入の方は、ご加入の保険組合・会社等に確認して、一部負担金の免除証明書の交付を受けてください。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方で、保険証がない方については再交付申請をしてください。

【問い合わせ先】 双葉町埼玉支所 健康福祉課 ☎ 0480-73-6880

一時立入りの際のペット(犬・猫)の保護・収容について

警戒区域への町民の皆さまの一時立入りにあわせて、環境省と福島県によるペットの保護、収容を行うことになりました。一時立入りされる方が連れ出すことはできませんが、一時立入り後に保護して20キロ圏外の安全な場所で飼育し、飼い主へ引き渡します。

つきましては、皆さま方のペットの保護・収容がスムーズに行えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際に、飼育されているペットの情報もお伝えください。

◆一時立入り受付センター

☎ 0120-208-066
【問い合わせ先】 福島県保健福祉部食品衛生課 ☎ 024-521-7242 (直通)

応急仮設住宅について

応急仮設住宅への入居者を次のとおり募集します。

1 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で、(1)に該当するかたのうち、次のいずれかの項目に該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 基準日(3月11日)以前から双葉町に住民票があり、現に居住していた世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- (4) 居住する住宅がない世帯

2 応募期間

平成23年6月7日(火)までの間、受け付けをします。

※窓口受付時間：午前9時～午後5時まで

3 対象物件

市町村名	間取り	募集戸数	備考
福島市	2K	32戸	福島市佐倉・上名倉公園
会津若松市	2DK	5戸	会津若松市城前・税務署跡地
合計		37戸	

※他の地域の仮設住宅については、準備が整いしだい募集を行います。

4 応募方法

「双葉町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書」に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックス又は郵送にてお申し込みください。

※郵送の場合は、6月7日(火)必着

※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

5 選定方法

選定は、先着順での取り扱いは行いません。応募者が多数の場合は、抽選とします。なお、次の項目に該当する世帯は優先的に入居することができます。

- (1) 75歳以上の者がいる世帯
- (2) 重度の障がい等を有する者がいる世帯
- (3) 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- (4) 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

6 入居時期

平成23年6月中旬ごろから順次入居予定

7 入居期間

原則として1年間。ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間。

8 入居にかかる家賃等の費用など

- (1) 住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。
- (2) 家具等の生活用具は入居した世帯でご用意ください。
- (3) 電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は、入居者の負担となります。

9 入居に必要な書類

■入居決定通知書 ■誓約書 ■申込者の被災証明書(写し)

10 その他

抽選にもれた場合の個別通知は行いませんので、ご承知おきください。

【問い合わせ先】双葉町埼玉支所 ☎0480-73-6880

地震保険金のお支払いに関する特例措置について

東京電力第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域(計画的避難区域・緊急時避難準備区域を含む)にお住まいの皆さまを対象として、地震保険金をお支払いするにあたって自己申告に基づき損害調査を行う特例措置を実施する旨、(社)日本損害保険協会から情報提供がありました。今後、一時立入(一時帰宅)を予定されている方は、手続きなどについて、事前にご契約の損害保険会社にご確認ください。

～町公式ホームページを開設しています～

双葉町では、町民の皆さまに“生活支援に関する情報”や“行政情報”を下記の町公式ホームページへの掲載を中心にお知らせしております。

【双葉町公式ホームページ(臨時サイト)災害版】

<http://www.town.futaba.fukushima.jp>

〈携帯版〉

http://www.town.futaba.fukushima.jp/m_index.html

※QRコードを読み取ることができる場合は、次のコードをご利用ください。



QRコードの使い方

※読み取り方法は機種によって異なりますが、概ね以下のとおりです。

- 〈NTTドコモ〉
カメラ起動⇒メニュー(機能)⇒バーコードリーダーまたはアクセサリーやツール⇒バーコードリーダー
- 〈au by KDDI〉
BREWアプリ⇒2次元コードリーダー
- 〈ソフトバンクモバイル〉
メインメニュー⇒ユースフル画面(ツール画面)⇒バーコードリーダー

自らの努力で福島県内の民間賃貸住宅に入居した方へ (福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について)

現在、自らの努力で入居した県内の民間賃貸住宅について、平成23年5月1日以降に県との賃貸借契約に切り替え、県の借上げ住宅として取り扱いをする特例措置を行っておりますが、その内容の一部が変更になりましたので、お知らせします。

<家賃の限度額の変更> ※下線部を追加

原則として、月ごとの家賃等(共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。)の限度額を6万円とする。

ただし、一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く)の場合の限度額を9万円とする。

<家賃の限度額変更に伴う住み替えについて>

5人以上の世帯で家賃が6万円以下の県借上げ住宅に入居していた世帯は、別の民間賃貸住宅への住み替えをすることができます。

ただし、受付開始は6月1日(水)からとなります。申出方法等につきましては決まり次第お知らせいたします。

<特例措置における対象世帯要件の緩和>

「高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、子どもの通学など諸般の理由により、避難所等での生活が困難であると町が認めた世帯」の要件は廃止いたします。

<県の借上げ住宅となる以前の家賃等について>

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅となるまでに負担した入居に当たっての費用及び家賃等については、入居日にさかのぼって県が負担します。

ただし、給付の申請、窓口、方法等は県において調整中のため、決定次第お知らせいたします。入居時の契約書もしくは領収書、振込み証明書等は大切に保管しておいてください。

応急仮設住宅及び民間借上げ住宅入居者への日本赤十字社からの生活家電セットの支援について

東日本大震災による被災者を対象とした、応急仮設住宅および民間借上げ住宅への入居者を対象に、日本赤十字社より生活家電セットの支援が行われます。

1. 対象者

- (1) 双葉町が応急仮設住宅の入居者として決定した者
- (2) 福島県及び双葉町が民間借上げ住宅への入居者として決定した者(※特例措置にあつては、借上げ住宅として認められた者)
- (3) 福島県外に避難されている方については、公営住宅等に入居されている方が対象となります。

※福島県外の公営住宅等に入居されている場合は、各県から福島県を通じて要望しますので、詳細については、各県担当部署へお問い合わせください。

2. 支援される生活家電

- 洗濯機(全自動 7kg程度) ○冷蔵庫(290L程度)
- テレビ(32型程度 テレビ台を含む) ○炊飯器(5.5合炊き程度)
- 電子レンジ(500W程度) ○電気ポット(2L程度)

のうち希望される一部または全部

※発送までは3～4週間かかります。

3. 応募方法

「生活家電セット寄贈要望書」に必要事項を記入の上、双葉町埼玉支所へお申し込みください。

※応急仮設住宅の入居者または民間借上げ住宅の入居決定者として選ばれた入居者による申し込みに限ります。直接お越しになれない場合は、要望書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。

※電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

4. 応募期間

平成23年5月8日(日)より当面の間、受け付けいたします。

※窓口受付時間：午前9時～午後5時まで

【問い合わせ先】双葉町埼玉支所 ☎0480-73-6880